

基準年度 令和8年度
単価年度 R8年2月度

設 計 書

場 所	福山市柳津町一丁目地内	
名 称	松永浄化センターケーキ収集運搬業務委託	
金 額	設 計 金 額	円 (1トンあたり単価)
設 計 概 要	松永浄化センターケーキ収集運搬業務 一式 運搬先 芦田川浄化センター (福山市箕沖町106番地) 見込運搬量 (約 2,016 トン) 運搬距離 (24.6 km)	

仕様書

1 業務名称

松永浄化センターケーキ収集運搬業務委託

2 業務場所

福山市柳津町一丁目地内

3 業務内容

松永浄化センターの汚水処理に伴い発生し、ケーキホッパーに貯留されたケーキ（有機性汚泥）を、天蓋水密式ダンプトラックを用いて収集・搬出し、芦田川浄化センター下水汚泥固形燃料化施設内の汚泥受入ホッパー（地下ピット）に搬入する業務。

4 提出書類

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (2) 運搬に用いる車両の車検証の写し
- (3) 運搬に用いる車両の写真（前・横・後ろから、車両番号等が確認できること）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- (5) 計量票（芦田川浄化センター発行分）
- (6) 業務委託完了通知書
- (7) 請求書
- (8) その他業務実施にあたり、発注者が必要と認めるもの。

5 業務の実施

- (1) 搬出期間は、2026年4月1日から2027年3月31日を予定している。
- (2) 搬出日時は、休日祝日関係なく週6日（原則として月曜日～土曜日）として、搬出回数は1日1回、搬出時間は10時を基本とする。但し、松永浄化センターの運転管理上又は搬入先である芦田川浄化センターの運転管理上、業務日時に変更が生じる場合は、発注者の指示により変更するものとする。
- (3) 搬出量は、ホッパー容量により1回当たり7.0トン程度となる。数量の計量は芦田川浄化センター内で実施し、計量票の数値（重量）をもって搬出量とする。計量票およびマニフェストにより発注者に報告する。また、マニフェストに係る費用は委託料に含まれる。
- (4) 搬出車両については、天蓋水密式ダンプトラックを用いること。
- (5) 搬出場所・搬入場所の寸法は、下記表1のとおりである。
- (6) 本仕様書は、仕様の大要を示すものであるから、記載のない事項であっても自然付帯するものは全て契約金額の範囲内で履行するものとする。

(表 1)

搬出場所 (松永浄化センター)	入車スペース	<ul style="list-style-type: none">幅 : 4.0 m高さ : 4.4 m奥行 : 13.5 m
	ホッパー口寸法	<ul style="list-style-type: none">長 : 2.5 m幅 : 1.5 m (最大幅)
搬入場所 (芦田川浄化センター)	入車スペース	<ul style="list-style-type: none">幅 : 5.5 m高さ : 4.0 m
	搬入口車止め	<ul style="list-style-type: none">車止め幅 : 0.30 m投入口～車止めの幅 : 0.40 m車止め高さ : 0.36 m車止め～シャッター : 8.60 m

6 法令等

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令規則等を遵守して、廃棄物を適正に処理すること。

7 疑義の解釈

仕様書及び特記仕様書に特に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する事項に疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度発注者及び受注者双方が誠意をもって協議しこれを定めるものとする。

8 安全管理

業務実施にあたっては、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法、関係法令等を遵守し、作業員の安全を図らなければならない。

9 損害

受注者の責めにより生じた損害については、受注者がその損害を賠償するものとする。

10 検査

受注者は月毎に業務委託完了通知書を提出するとともに、計量票・マニフェストを提出するものとする。発注者は提出された書類に基づき検査を行うものとする。

11 委託料の支払い

業務委託料は、実施した業務に対して毎月支払うものとする。

受注者は、前項の規定による検査に合格したときは、所定の様式による請求書を翌月 5 日までに発注者に提出するものとする。

発注者は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払うものとする。

(産業廃棄物管理票)

第4条 発注者は、受注者に産業廃棄物の処理を委託するときは、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を必ず交付するものとする。

(業務完了報告)

第5条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なくそのことを発注者に報告するものとする。
ただし、受注者は、産業廃棄物管理票の写しを発注者に送付することにより、業務完了報告に代えることができるものとする。

(業務の一時停止)

第6条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたとき、または生じる恐れがあるときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

(処理料金)

第7条 受注者は、業務が終了したときは、第3条の収集運搬料金を発注者に請求するものとする。
2 発注者は、産業廃棄物管理票の写しで処理業務の終了を確認後、発注者の定める支払い方法に基づき、受注者の請求する収集運搬料金を受注者に支払うものとする。

(情報の提供)

第8条 発注者は、委託する産業廃棄物を適正に処理するため、その産業廃棄物についての必要な情報を、受注者に示すものとする。
2 受注者は、本契約に係る産業廃棄物の収集運搬の許可を受けた都道府県等から行政指導を受けた場合は、発注者に当該指導を受けた年月日及び内容を書面により、遅滞なく通知するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者又は受注者が、この契約の条項のいずれか又は、廃棄物処理法及び関係法令の規定に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。
2 前項の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該廃棄物を発注者、受注者双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

第1号内訳表

松永浄化センターケーキ収集運搬業務委託(1トン当り単価)

種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単価(円)	金額(円)	摘	要
	運搬費		ダンプトラック(10トン)				トン	1	00				
	マニフェスト購入費						トン	1	00				
	計												
	消費税等相当額						式	1	00				
	合計												

位置図

S=1:10000

業務箇所

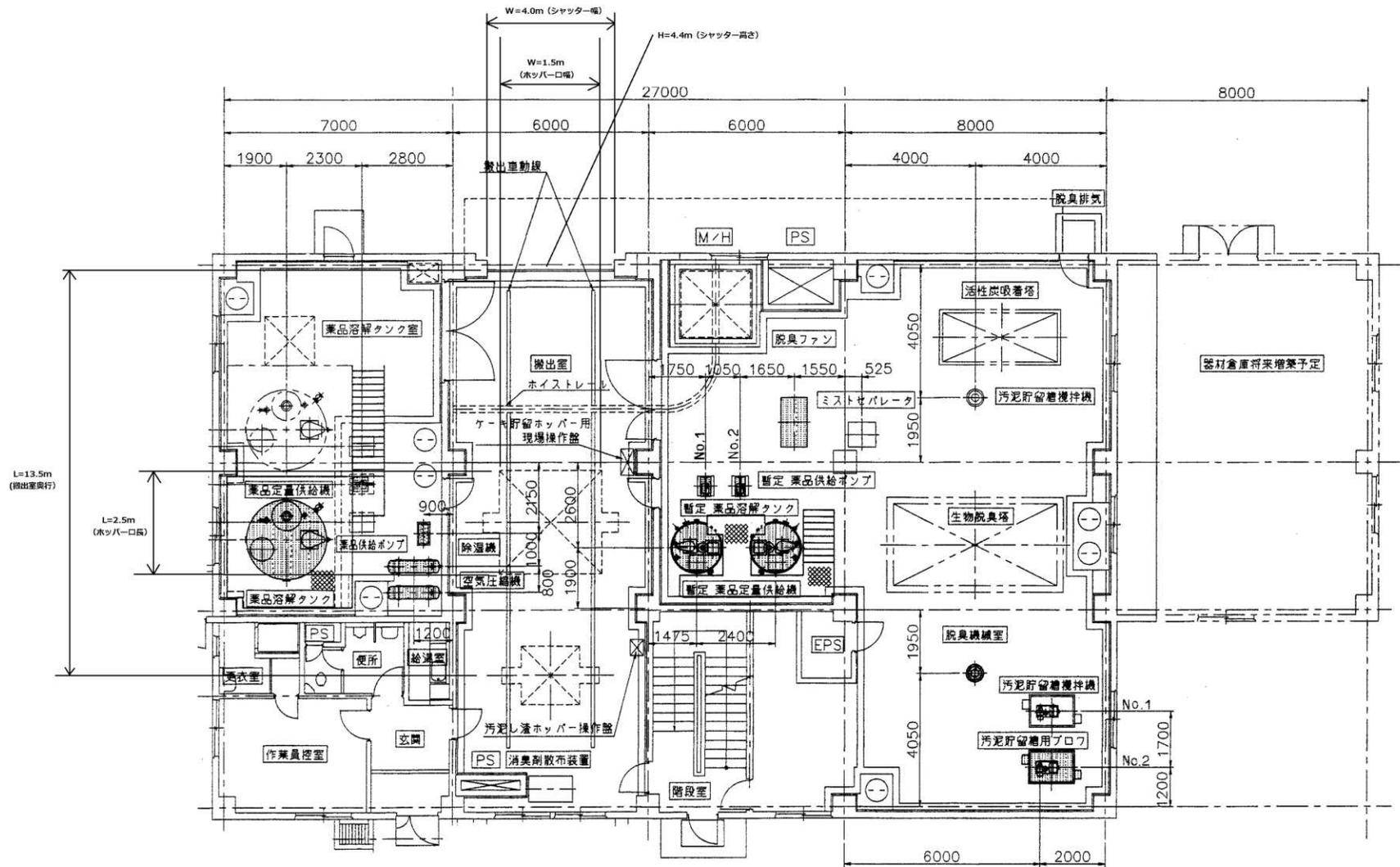


尾道系崎港海岸（松永地区）

松永湾

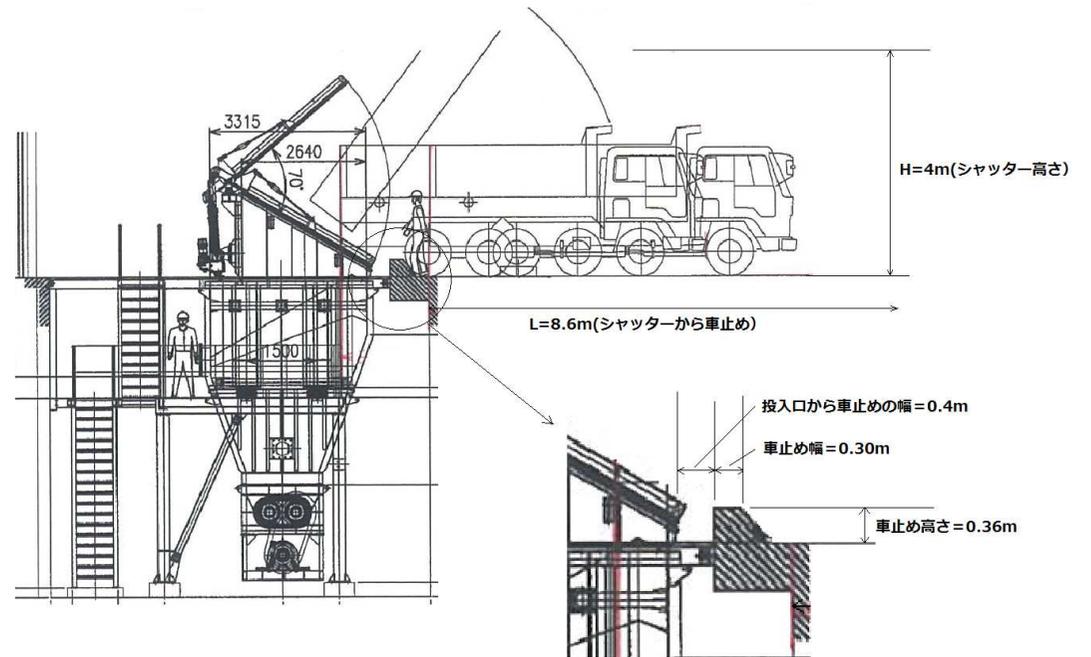
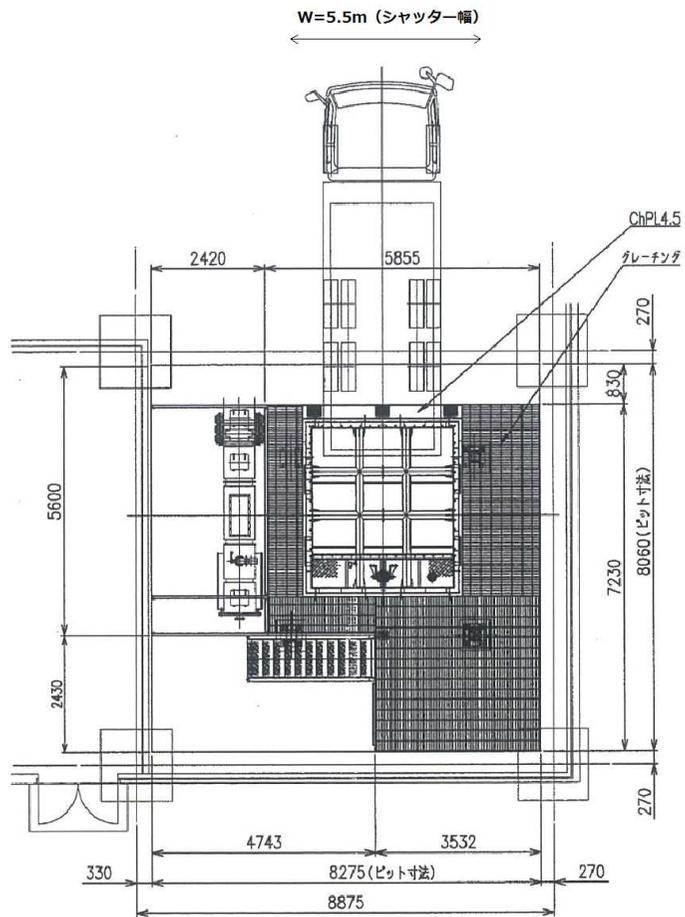
南松永町四丁目

南松永町四丁目



松永浄化センター汚泥処理棟 1階平面図

福山市上下水道局	
2026年度	
業務名称	松永浄化センターケーキ収集運搬業務委託
図面番号No. 1 / 2	縮尺
搬出場所 (松永浄化センター) 寸法図	



福山市上下水道局

2026年度

業務名称 松永浄化センターケーキ収集運搬業務委託

図面番号No. 2 / 2 縮尺

搬入場所 (芦田川浄化センター) 寸法図